ご注意

3　2　1

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記入し、新勤務先に回付してください。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で記入してください。

新勤務先では最下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

出国予定の方の未徴収税額は、一括徴収していただけるようお願いします。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め「市民税・県民税納税管理人申告（承認申請）書」を提出するよう対象者にご指導ください。

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

記入例B　給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書
一括徴収

※処理欄	1 現年度	2 新年度	3 両年度
前橋市	特徴継続／普徴 別事業所／処理済・不要 課税権無／資料無	別事業所 処理済・不要 コピー済	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和3年10月24日提出

（宛先）前橋市長

（特別徴収義務者）給与支払者

住所（居所）又は所在地	〒379-2121 前橋市小屋原町１２３４番地５
フリガナ	マルバツ　カブシキガイシャ
氏名又は名称	○　×　株式会社
代表者の職氏名	代表取締役　利根川　太郎
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特別徴収義務者指定番号：0 9 0 1 0 0 8　※前橋市の指定番号は7桁です

宛名番号：1

担当者連絡先：課・係　総務課経理係／氏名　赤城　美子／電話　０２７－２２４－１１１１（内線　１１１１）

給与所得者

受給者番号（整理番号）	2
フリガナ	マエバシ　イチロウ
氏名	前橋　一郎　（旧姓　　）
生年月日	昭和・平成　５０年　１月　１日
個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6
1月1日現在の住所	前橋市大手町二丁目１２番１号
給与の支払を受けなくなった後の住所	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日
円	6月から	10月から	
120,000	9月まで	5月まで	3. 10. 1
	円 40,000	円 80,000	

異動の事由

1 退職　2 転勤　3 合併　4 休職　5 長期欠勤　6 死亡　7 会社解散　8 住所誤報　9 その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収

1～3のいずれかに必ず○をしてください

1 特別徴収継続（税額を引き継いでください）

2 一括徴収 ※1月以降は必須

（ 10 月分で納入 11月10日納期分）

一括で徴収した税額を納入する月を記入してください。
※1月以降に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を　一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）
1 異動が　令和　3年　12月　31日までで、申出があったため（　9月　30日申出）	10・24	80,000円	80,000円
2 異動が　令和　　年　1月　1日以降で、特別徴収の希望がないため	・	円	
	・	円	

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※　新規事業所の場合は記入不要です。）	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名	
法人番号	

円を　月分から　入します。

納入書（要・不要）

9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分で一括して納入する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額）　120，000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額　　40，000円（6月から9月分）
（ウ）未徴収税額　　80，000円（10月から翌年5月分）
↑
一括徴収税額（納入額と同額）

※前橋市処理欄			
整理コード			
異動事由		済期月・開始期月	・
メモ	有・無	入力	RPA　照合

【提出先】〒371-8601　前橋市大手町二丁目12番1号　前橋市役所 財務部 市民税課 特別徴収係

※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。